介護保険制度における

住宅改修の手引き



令和４年４月

東海村保険課

**目次**

**住宅改修費支給制度について …………………………………………………ｐ３**

**●まずは制度の概要を知る**

1.支給対象要件………………………………………………………………………ｐ3

2.住宅改修の種類……………………………………………………………………ｐ4

3.支給限度基準額……………………………………………………………………ｐ7

4住宅改修費の支給方法……………………………………………………………ｐ9

**住宅改修手続きの流れ …………………………………………………………ｐ10**

**●「住宅改修をしたい」と思ったら**

(1)ケアマネジャーへ相談…………………………………………………………ｐ10

**●住宅改修は事前申請が原則**

(2)施工業者の選定と申請書類の作成……………………………………………ｐ10

(3)事前申請…………………………………………………………………………ｐ10

　　　　　(4)工事予定箇所の現地確認………………………………………………………ｐ11

**●現地確認を経て着工**

(5)工事の着工から完了まで………………………………………………………ｐ11

　**●事後申請後に住宅改修費支給**

(6)事後申請…………………………………………………………………………ｐ11

(7)住宅改修費の支給………………………………………………………………ｐ11

**例外的な取り扱いについて ……………………………………………………ｐ14**

**●支給対象要件の例外**

a.入院または施設入所中の住宅改修……………………………………………ｐ14

b.認定申請中の住宅改修…………………………………………………………ｐ15

**住宅改修に関するQ＆A ………………………………………………………ｐ16**

**住宅改修費支給事前申請時の主なチェックポイント ………………………ｐ19**

**住宅改修費支給制度について**

要介護（支援）認定を受けている方が，できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等，資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには，改修前に申請を行う必要がありますので担当のケアマネジャーまたは東海村地域包括支援センターへご相談ください。工事完了後，領収書等の費用発生の事実がわかる書類を提出することにより，実際に施工業者に支払った住宅改修費のうち，介護保険の支給対象となる住宅改修費の７割から９割相当額（利用者負担割合によって異なる）が東海村から支給されます。

**１．支給対象要件**

次の（１）～（４）の要件を全て満たした上で，介護保険を使った住宅改修として適切であると認められたものが対象となります。**事前申請の手続きを行わずに着工した場合は，支給対象となりません**のでご注意ください。

（１） 被保険者本人が要介護（支援）認定を受けていること

（２） 被保険者本人が在宅で生活していること

（３） 住民票上の住所地の改修であること

（４） 厚生労働大臣の定める住宅改修の種類であること

※上記（１）及び（２）に関して，申請日時点で認定申請中または入院中（施設入所中）の場合はｐ12-13「例外的な取り扱いについて」をご参照ください。

**２．住宅改修の種類**

（１）手すりの取付け

廊下，トイレ，浴室，玄関，玄関から道路までの通路等に，転倒予防や移動または移乗動作を円滑にすることを目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象となります。ただし，固定しない手すりは福祉用具貸与の対象であるため，住宅改修費の支給対象外となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象となる工事 | 支給対象ではない工事 |
| 〇　居室内（居間，トイレ，浴室，玄関，階段等）の手すり〇　敷地内（ガレージや車庫内，玄関ポーチや門扉までの通路等）の手すり〇　既存手すりの付替え・移設（身体状況の変化等による場合）〇　固定されている家具への手すりの取付け | ×　集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり，被保険者の生活の導線上であれば可）×　敷地外の手すり×　既存手すりの老朽化に伴う付替え×　固定されていない家具への手すりの取付け |

（２）段差の解消

居室，廊下，トイレ，浴室，玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するためのもので，敷居を低くする工事，スロープを設置する工事，浴室の床のかさ上げ等が対象となります。

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事も対象となります。ただし，取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」，浴室内すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象となる工事 | 支給対象ではない工事 |
| 〇　居室の敷居を低くする（撤去する）〇　スロープ・踏み台の固定設置〇　浴室の洗い場のかさ上げ〇　居室・廊下の段差をなくす工事〇　傾斜を解消する工事 | ×　床のかさ上げに伴う柱等の基礎工事×　床下収納やスペースを埋める工事×　昇降機・リフト・段差解消機等動力の設置×　腰かけ台の設置×　固定しない踏み台の設置 |

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更，浴室においては滑りにくい床材への変更，通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が対象となります。

床材の変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤整理も対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象となる工事 | 支給対象ではない工事 |
| 〇　畳から板製床材，ビニル系床材等への変更〇　滑りにくい床材への変更〇　屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更する工事〇　階段への滑り止め（固定されているものに限る）の取付け | ×　老朽化による床材の張替え×　滑り止めマットを置くだけのもの×　通路の新設に該当するもの |

（４）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸，折り戸，アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え工事のほか，ドアノブの変更，戸車の設置，扉の撤去等が対象となります。

扉位置の変更等に比べて費用が低廉に抑えられる場合に限り，引き戸等の新設も対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象となる工事 | 支給対象ではない工事 |
| 〇　開き戸から引き戸，折り戸，アコーディオンカーテン等への取替え〇　重い引き戸から軽い引き戸への取替え〇　ドアノブの変更〇　右開きの戸から左開きの戸への変更〇　内開きから外開きへの変更（中で倒れていても開けられない等の理由がある場合）〇　開き戸の幅の拡大（車いすが通れない等の理由がある場合に限る）〇　扉のドアノブ・戸車・吊元の変更〇　扉の新設（扉位置の変更等に比べて費用が低廉に抑えられる場合に限る）〇　扉の取替えに伴う既存扉の撤去 | ×　自動ドアの動力部分の設置（扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合）×　間口の拡大×　劣化によるレール，戸車，雨戸等の取替え |

（５）洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし，腰掛便器の設置は福祉用具購入費の対象となります。また，和式便器から暖房便座及び洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは対象となりますが，すでに洋式便器である場合にこれらの機能等を付加することは対象には含まれません。

非水洗和式便器から，水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は，水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線，天井などの工事は対象外となります。

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く），便器の取替えに伴う床材の変更も対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象となる工事 | 支給対象ではない工事 |
| 〇　和式便器から洋式便器への取替え〇　便器の取替えに伴う床・壁の解体，床の修復工事〇　洋式便器の向きを変える工事 | ×　洋式便器から洋式便器への取替え×　新規に洋式便器を設置×　既存の和式便器を壊し，別の場所に洋式便器を設置×　電気工事 |

（６）その他上記（１）～（５）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事，転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）

③床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事，扉の取替えに伴う既存扉の撤去

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く），便器の取替えの伴う床材の変更

**３．支給限度基準額**　※支給額は負担割合ごとに異なります。

要支援・要介護区分に関わらず支給限度基準額は**20万円**で，**支給額は支給限度基準額（20万円）の７割から９割（14～18万円）が上限**となります。20万円を超える場合，超えた分は全額自己負担となります。

ただし，以下の（１）～（３）の場合においては，例外的に再度20万円までの支給が可能となります。

（１）「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合

　**初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日時点での要介護等状態区分を基準**として，下表に定める**「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合，再度20万円まで支給することができます**（以下「３段階リセットの例外」とする）。

|  |  |
| --- | --- |
| 「介護の必要の程度」の段階 | 要介護等状態区分 |
| 第六段階 | 要介護５ |
| 第五段階 | 要介護４ |
| 第四段階３段階以上上がった場合，再度20万円まで支給可能 | 要介護３ |
| 第三段階 | 要介護２ |
| 第二段階 | 要支援２ または 要介護１ |
| 第一段階 | 要支援１ または 経過的要介護 |

≫ポイント①

　要支援１から要介護２となった場合，要介護等状態区分は３段階以上上がりますが，「介護の必要の程度」の段階は２段階しか上がらないため，３段階リセットの例外は適用されません。

≫ポイント②

　３段階リセットの例外が適用された場合は，前回の住宅改修の支給可能残高があったとしてもリセットされ，支給限度基準額は20万円となります。

≫ポイント③

　３段階リセットの例外は，**１人の被保険者につき１回限り適用**されます。

（２）転居した場合

　**転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく，転居後の住宅について再び支給限度基準額が20万円となります**（以下「転居リセットの例外」という）。

（３）転居かつ「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合

３段階リセットの例外については，転居後の住宅で初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日時点での要介護等状態区分が基準となります。

 転居



住宅A

**３段階リセット**



住宅B

再度住宅改修

**再度20万円まで利用可能**

（**要介護５**）

転居前の住宅Aで**20万円まで利用**

（**要介護１**）

転居後の住宅Ｂで**20万円まで利用**

（要介護１）

転居前の住宅に再び戻った場合は，転居前の住宅に係る支給状況が復活するとともに，３段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も転居前のものが適用されます。



 転居

 転居

住宅B



住宅A

**３段階リセット**

住宅Ａに再び転居し

再度住宅改修

**5万円まで利用可能**

（要介護３）

住宅Ａで再度住宅改修

**再度20万円まで利用可能**

（**要介護４**）

転居前の住宅Ａで**15万円まで利用**

（**要介護１**）

転居後の住宅Ｂで**20万円まで利用**

（要介護２）

**住宅Ａに戻ったことで支給状況が復活**

**住宅改修費の支給方法**

介護保険における居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給は，利用者本人がいったん費用の全額を支払い，その後に保険給付分の支払いを受ける「償還払い」を原則としています。しかし，「償還払い」では一時的に利用者が高額な支払いを強いられるため，本人の収入状況等により利用が困難になる場合があります。

そこで，東海村では令和4年4月から「受領委任払い」を導入しました。「受領委任払い」は，利用者本人は住宅改修費のうち，介護保険負担割合証に記載された1割から3割の自己負担分のみ施行業者に支払うもので，利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの費用については，利用者の同意に基づき、村から住宅改修施工業者に直接支払います。なお，従来通り「償還払い」の利用も可能です。

　　　　償還払い　　　　　　　　　　　　　受領委任払い

介護給付分

(7〜9割）

介護給付分

(7〜9割）

工事費用の1〜3割

工事費用の全額

**1．受領委任払いの利用要件**

受領委任払いを利用する為には以下の要件を満たす必要があります。

・介護保険料の滞納等により，介護給付費の給付制限対象者になっていないこと。

・村内に住所を有していて，要介護認定を受けていること。

**2．受領委任払いを利用するためには**

受領委任払いを利用するためには，住宅改修に関する申請書類一式に加えて介護保険福祉用具購入費等受領委任払いに係る委任状にて，施行業者に介護保険給付分（7割から9割）の受領に関する権限を委任しなければなりません。

なお，住宅改修の保険給付費については施行業者にも通知します。

**住宅改修手続きの流れ**

**（１）ケアマネジャーへ相談**

要介護（支援）認定を受けており住宅改修のサービスを希望する被保険者は，担当のケアマネジャーへ住宅改修を行いたい旨を相談します。どのような工事が必要なのか，どの施工業者に依頼するかなど，ケアマネジャーと打合せを行います。

※訪問介護や通所介護といった住宅改修以外の介護保険サービスを利用していない（担当のケアマネジャーがいない）場合は，東海村地域包括支援センターへご相談ください。

**（２）施工業者の選定と申請書類の作成**

ケアマネジャーとの打合せを経て施工業者が決まったら，改修工事の打合せを行い，住宅改修に係る見積書や図面（平面図），改修予定箇所の写真等，住宅改修の申請に必要となる書類を作成します。

**（３）事前申請**

　ケアマネジャーまたは施工業者等は，**改修工事を行う前に次の書類を役場保険課へ提出し，住宅改修の申請を行います**。

**＊提出書類＊**（全てA４，片面刷り）

※①〜③，⑥～⑧は，村公式ホームページからダウンロードできます。

①住宅改修費支給申請書

　　受領委任払いを利用する際には，左上に【受領委任払い用】と記載のある申請書にて申請してください。

②（受領委任払いの場合）介護保険福祉用具購入費等受領委任払いに係る委任状

　　受領委任払いを利用する場合は，本委任状の添付が必要になります。なお，本委任状を提出した場合は，下記の⑧の提出は不要です。

③住宅改修が必要な理由書

介護保険のサービスを利用している場合は，ケアプランを作成しているケアマネージャー（介護支援専門員）等が記載します。※介護保険サービスを利用していない場合は，東海村地域包括支援センターの担当者が記載します。

④平面図

　改修箇所を赤色で塗り，工事箇所に通し番号（以下「工事番号」とする）を入れ，フルカラーで印刷してください。

⑤改修予定箇所の写真

改修予定箇所ごとに改修前の写真（日付が入ったもの）に完成予定の状態を赤色で明記してください。日付機能のないカメラの場合，黒板や紙などに日付を記入して写真に写し込むようにしてください。写真はフルカラーでA4サイズの紙に最大８枚まで（改修後の写真を入れる枠を含む）掲載できることとします。

⑥見積書（工事費内訳書）

　工事を行う箇所ごとに，工事番号や内容，数量，規模等を明記し，材料費や施工費（取り付け費），諸経費等を適切に区分してください。なお，介護保険の住宅改修費の支給対象とならない工事の費用が含まれる場合は，支給対象部分に係る費用を明示してください。※▽諸経費については，内訳書の最後に一括して記載しても構いませんが，材料費や施工費（人件費）を含むことはできません。▽「工事一式」と記入されていた場合は訂正を依頼することがありますのでご注意ください。

⑦住宅改修の承諾書（住宅所有者と被保険者本人が異なる場合）

⑧委任状（振込口座が被保険者以外のものである場合）

　⑨入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書（ｐ12-13参照，該当の方のみ）

**（４）工事予定箇所の現地確認**

申請内容の確認及び工事予定箇所の現地確認によって，村は介護保険を使った住宅改修の適否を判断します。

上記（２）で受け付けた申請書類の確認後，村の職員が被保険者または家族等と日程を調整し工事予定箇所の現地確認を行います。現地確認の結果，介護保険を使った住宅改修として適切であると認められた場合，村から施工業者へ事前確認完了の電話連絡を行います。

※現地確認は月２回，２週間に１回程度（件数に応じて変動あり）行っていますので，余裕をもって申請していただきますようお願いします。

**（５）工事の着工から完了まで**

村から住宅改修の事前確認完了の連絡があった後，施工業者は被保険者と工事の日程を調整し改修工事を行います。工事完了後，支払方法により支払金額が異なります。

・受領委任払いの場合

　被保険者は住宅改修費のうち，介護保険負担割合証に記載された自己負担分のみ（1〜3割）を施行業者にお支払いいただきます。

残金（7〜9割）は，事前に提出されている委任状に基づいて，村から施行業者に支払います。

・償還払いの場合

被保険者は一旦住宅改修費の全額（10割）を施工業者へお支払いいただきます。

施工業者に支払った住宅改修費のうち，介護保険の支給対象となる住宅改修費の７割から９割相当額（利用者負担割合によって異なる）は，事後申請を行うことで後日村から被保険者へ支給されます。

**（６）事後申請**

改修工事完了後，施工業者またはケアマネジャー等は，次の書類一式を役場保険課へ提出します。

**＊提出書類＊**（全てA４，片面刷り）

①領収書（被保険者名義）の写し及び原本 ※領収書原本は確認後に返却します。

　・受領委任払いの場合　住宅改修費のうち，被保険者の自己負担分のみの領収書

　　　　　　　　　　　　（介護保険負担割合証に記載の１〜３割分）

　・償還払いの場合　　　住宅改修費の全額分の領収書

領収書はA４サイズで写しをとってください。

②改修後の写真

改修箇所ごとに改修前の写真と同じ構成で撮影した改修後の写真（日付が入ったもの）を提出してください。写真はフルカラーでA４サイズの紙に最大８枚まで掲載できることとし，改修前と改修後の状態が上下または左右で比較できるように配置してください。

③変更内訳書

工事費用等の変更が生じた場合に提出してください。

④退院または施設退所の証明書（任意様式，ｐ12-13参照）

事前申請時に「入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書」を提出した方のみ提出してください。

**（７）住宅改修費の支給**

　村は，上記（６）で受け付けた書類の確認を行った後，申請内容に基づく支給の決定※及び住宅改修費の給付を行います。

償還払いの場合　給付金については被保険者本人へ決定通知書を送付するとともに，住宅改修費支給申請書に記載された金融機関口座へ振り込みをします。

受領委任払いの場合　給付金については施行業者へ振り込みます。決定通知書は被保険者本人及び施行業者に送付するとともに，介護保険福祉用具購入費等受領委任払いに係る委任状記載された金融機関口座へ振り込みをします。

※施工業者等による事後申請があった日から２～３か月程度かかります。

**例外的な取り扱いについて**

**a. 入院または施設入所中の住宅改修**

　介護保険を使った住宅改修は，要介護（支援）者が自宅で自立した生活を続けるために利用できる制度であり，住宅改修費支給の可否の判断及び給付については，被保険者本人が退院または施設退所し，改修後の住宅で実際に生活していることが確認できた後に行われることとなります。

　事前申請時点では在宅であったが事前確認後（工事着工前）に入院した場合，確認のため承諾書を提出していただく必要があります。なお，自宅に戻らずそのまま施設等に入所した場合，工事費用は全額自己負担となりますのでご注意ください。

手続きについては以下のとおりです。

【事前申請】

申請日時点で被保険者本人が入院または施設入所中である場合は，**「入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書」に必要事項を記入の上，事前申請時に提出してください**。なお，承諾書は村公式ホームページからダウンロードできます。

事前申請後は通常の申請時と同様，村の職員による現地確認を終えてからの着工となります。**退院または施設退所予定日までに申請対象の住宅に戻らなかった場合は，当該申請は取り下げ扱いとなり，工事費用は全額自己負担となりますのでご注意ください**。

※退院または施設退所予定日までに申請対象の住宅に戻らず申請が取り下げとなったが，後日申請対象の住宅に戻ったという場合は，再度全ての申請書類を提出することで，同様の箇所について住宅改修費の支給申請を行うことができます。

【事後申請】

住宅改修工事が完了し，事後申請を行う際には，通常の工事完了報告書類に加えて，入院していた病院または入所していた施設が発行する退院または退所したことが分かる証明書（任意様式）を提出してください。

※退院または退所したことが分かる証明書とは，病院または施設が発行する▽入院または入所していた者の氏名・住所・生年月日▽退院または退所した年月日▽入院していた病院または入所していた施設の所在地・名称―の全てが記載されたものに限ります。

**b. 認定申請中の住宅改修**

　介護保険を使った住宅改修は，被保険者本人が要介護（支援）認定を受けていることが要件となります。要介護（支援）認定の結果が出る前に住宅改修の申請を行う際には，事前申請時に「入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書」の提出してください。手続きについては以下のとおりです。

【事前申請】

申請日時点で被保険者本人が要介護（支援）認定の申請中である場合は，**「入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書」に必要事項を記入の上，事前申請時に提出してください**。なお，承諾書は村公式ホームページからダウンロードできます。

事前申請後は通常の申請時と同様，村の職員による現地確認を終えてからの着工となります。**住宅改修費支給の可否の判断及び給付は，認定結果が出た後に行うこととなり，認定結果が非該当（自立）となった場合は，当該申請は取り下げ扱いとなり，工事費用は全額自己負担となりますのでご注意ください**。

【事後申請】

　通常の事後申請で必要な書類一式を提出してください。要介護（支援）認定の結果を確認した上で書類をお預かりします。

**住宅改修に関するQ & A**

作成日：令和２年１０月２９日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 質問 | 回答 |
| 事前申請 | 住宅の所有者が死亡し，相続手続が完了していない状態での申請において，承諾書の取り扱いはどうすべきか？ | 「住宅改修における相続人代表者指定届」（村公式ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上，事前申請書類一式とあわせて提出してください。 |
| 事前申請 | 現在被保険者本人が入院中の場合，どのような手続きが必要なのか？ | 「入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書」（村公式ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上，事前申請時に提出してください。その後工事が完了し事後申請を行う際には，病院または施設が発行する退院（退所）の証明書を提出してください。ただし，退院して自宅に戻ったことが証明書等によって確認できなければ住宅改修費の支給対象となりませんのでご注意ください。 |
| 手すりの取付け | 新たに棚を設置し，そこに手すりを付ける工事は介護保険の対象となるか？ | 棚の設置は「手すりの取付け及びそれに付帯して行うもの」とは認められません。したがって，手すりの設置工事分は介護保険の対象となるが，棚の設置は全額自己負担となります。※住宅改修及び介護予防住宅における「手すりの取付け及びそれに付帯して行うもの」は以下の①～②の全てを満たすこととしています。①手すりの取付けに関して必要不可欠なものであり，他に代わる方法がないこと。②手すりの取付け以外の用途では利用できないこと。 |
| 手すりの取付け | 脱着式手すりの取付けは介護保険の対象となるか？ | 原則住宅に固定するものが対象となるため，脱着式手すりは対象外です。跳ね上げ式を検討したがやむを得ない事由により脱着式手すりの取付け以外に方法がないといった場合は，事前申請時に提出する「住宅改修が必要な理由書」に検討の経緯と脱着式でなければならない理由を記載してください。 |
| 手すりの取付け | 以前介護保険を使って手すりを付けたが，身体状況の変化に伴い，手すりを伸ばす工事を行いたい。既存のブラケットの取り外し費用と新たなブラケットの設置費用は介護保険の対象となるか？ | 付帯工事のため対象となります。ただし，元の手すりを取り外し，介護保険を使って別の手すり（L字のものなど）を新たに取り付けることはできません。 |
| 段差の解消 | 段差の解消に伴う行う廊下の基礎（柱）の交換は介護保険の対象となるか？ | 廊下の下の柱の工事費，撤去費及び材料費は補修や補強の範囲を超えているため対象となりません。ただし，廊下をはがす場合の撤去費用は，段差の解消の付帯工事とみなします。 |
| その他 | 事前確認後に入院した場合，工事を進めても問題ないか？ | 退院後に確実に在宅となる場合は工事を進めていただいて問題ありませんが，「入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書」及び退院したことが分かる書類を後日提出してください。なお，退院後に家に戻らず施設に入った場合は住宅改修費の支給は認められませんのでご注意ください。※事前確認及び工事がすでに完了している状態で入院された場合は承諾書及び退院の証明書の提出は不要です。 |
| その他 | 利用者が負担する自己負担について | 利用者が負担する金額は住宅改修費のうち負担割合証に記載の1割～3割になります。このため，利用者負担を計算すると１円未満の端数が生じることがあります。この場合，村からの給付額は１円未満の端数が切り捨てになりますので，利用者負担額を計算する際は，１円未満の端数を切り上げて計算してください。以下の計算例を参考にしてください。（例）住宅改修費123,456円で負担割合が1割の利用者の場合・利用者負担123,456×0.1＝12345.6　なので，１円未満を切り上げて12,346円。・村からの給付費123,456×0.9＝111110.4　なので，１円未満を切り捨てて111,110円。 |

**住宅改修費支給事前申請のチェックシート**

以下のシートは，事前申請の際のチェックリストとしてご活用ください。提出書類一式は，内容を確認した上で，介護保険担当へ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 確認事項 |
| 住宅改修費支給申請書（以下「申請書」とする） | * 事後申請ではありませんか
* 記入・押印漏れはありませんか

（受領委任払いの申請書には押印不要です）* 被保険者氏名，被保険者番号，生年月日，性別，住所は，介護保険被保険者証の内容と一致していますか
* 改修の内容・箇所及び規模は，住宅改修が必要な理由書や見積書の内容と一致していますか
* 改修予定費用は見積書と一致していますか
* 「着工前」欄にチェックを入れた必要書類は添付していますか
* 口座振替依頼欄は全て記入していますか
 |
| 介護保険福祉用具購入費等受領委任払いに係る委任状※ | * サービスの種類は正しいものに✓していますか
* 被保険者氏名，被保険者番号，住所は申請書の内容と一致していますか。
* 事業者(所)名，所在地は正しく記入していますか
* 口座振替依頼欄は全て記入していますか
 |
| 住宅改修が必要な理由書 | * 基本情報の「利用者」欄の記載内容は，介護保険被保険者証の内容と一致していますか
* 作成者欄は全て記入していますか
* 総合的状況の「住宅改修により，利用者等は日常生活をどう変えたいか」欄の内容は，改修の内容と合致していますか
* 「①改善をしようとしている生活動作」は改修箇所と合致していますか
* 「②具体的な困難な状況」と「③改修目的・期待効果」の記載内容に整合性はとれていますか
* 「④改修項目（改修箇所）」は申請書の改修の内容・箇所及び規模と一致していますか
 |
| 平面図 | * 改修箇所は赤色の線やマークで分かりやすく明記されていますか
* 工事番号は入っていますか
* 申請書の改修箇所と一致していますか
* 平面図内に材料が明示されている場合，材料の内容が見積書（工事内訳書）の内容と一致していますか
* 平面図内に被保険者名（または住宅の所有者名）が記載されている場合，申請書の内容と一致していますか
 |
| 改修予定箇所の写真 | * 写真に撮影日が入っていますか
* 改修箇所は完成予定の状態が分かるよう赤色で明記されていますか
* 工事番号は入っていますか
* 工事番号は他の書類と一致していますか
* 写真は改修箇所と一致していますか
 |
| 見積書（工事費内訳書） | * 発注者名は被保険者または住宅の所有者と一致していますか
* 施工場所が書かれている場合，住所は申請書に記載された被保険者の住所と一致していますか
* 工事を行う箇所ごとに，工事番号や内容，数量，規模等が明記されていますか
* 工事番号は他の書類と一致していますか
* 材料費や施工費，諸経費等は適切に区分されていますか
 |
| 住宅改修の承諾書※ | * 住宅改修をする家の所有者は，被保険者と異なっていますか（住宅所有者が被保険者である場合は提出不要）
* 住宅所有者・住宅所有者の代表相続人の欄は記入・押印していますか
* 被保険者名，所在地，改修場所及び改修内容は申請書の記載内容と一致していますか
 |
| 委任状※ | * 代理人は，申請書の「口座振替依頼欄」の名義人と一致していますか（振込口座が被保険者のものである場合は提出不要）
* 委任者（被保険者）の押印はされていますか
 |
| 入院（入所）中・認定申請中 住宅改修承諾書※ | 【入院・入所中の場合】* 退院・退所予定日の欄には，確実に在宅となる日付が記入されていますか
* 入院・入所施設名は記入されていますか

【認定申請中の場合】* 認定申請日の欄には，申請を行った日が記入されていますか
 |
| 上記「※」のついたものについては，該当する方のみ提出してください。 |